

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
①	株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8-27	1-001770
②	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2- 9-3	1-001962
③	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7- 3-7	1-003226 5-004037

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

- ① 令和元年9月19日～令和2年3月18日(6か月間)
②③ 令和元年9月19日～令和元年12月18日(3か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

上記3社が, 他社と共同してアスファルト合材の販売価格を引き上げるなど, 当該資材の販売分野における競争を実質的に制限したことが, 独占禁止法第3条に違反する行為であるとして, 令和元年7月30日, 公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

上記3社が独占禁止法違反行為を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成29年要領第3号)第2条第1項及び別表第2第6号に該当すると認められる。

なお, 上記1の②③の業者は, 課徴金減免制度の適用を受けていることから, 同要領第4条第3項を適用して, 指名停止期間を2分の1としている。

〈指名停止措置要領別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先
茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)